

國學院大學学術情報リポジトリ

植民地期台湾における宗教研究と神道論：
増田福太郎の研究を事例に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-07-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 原田, 雄斗 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000605

植民地期台湾における宗教研究と神道論 —増田福太郎の研究を事例に—

原田 雄斗

はじめに

本稿は、台北帝国大学で法学を担当した増田福太郎（右写真、1903（明治36）年～1982（昭和57）年）による台湾宗教研究や神道論を取り上げ、昭和前期の台湾宗教や神道論を増田がどのように位置づけたのかについて接近し、植民地期台湾における宗教研究と神道論との関係について説述するものである。

植民地期台湾における神道・神社研究は、海外神社研究の1つとして研究が進展し、日本「帝国」の展開に伴って建設されてきた神社の実態が明らかにされてきた²。特に菅浩二は、神社の祭神に注目することで、台湾における神社の社会的位置について明らかにした³。このように、植民地期台湾における神社の実態や、神道・神社と神社が設置された台湾の各地域との関係が明らかになってきたものの、植民地における宗教政策や宗教調査と神道・神社のあり方の関係については、検討の余地がある。植民地という「異文化」の場に神道や神社が「参入」することによって、神道や神社の位置づけられ方や解釈のあり方がどのように展開していったかという点について、植民地における宗教調査の観点から位置づける必要がある。かかる意味において、台湾での宗教調査を実際に行なった人物に注目し、調査した人物が台湾宗教をどのように位置づけ、台湾宗教と神道・神社とがどのように連関していったのか、あるいは連関していかなかったのかという点に接近していく必要があると考える。

他方で、宗教・民俗に対する調査・政策や言語政策に注目することで、国民統合としての文化政策の内実が明らかにされてきた⁴。蔡錦堂は、「国家神道と在来宗教の消長関係」を通して日本統治下の台湾における宗教政策の展開について明らかにした⁵。蔡は、日本の統治に組み込まれた1895（明治28）年から西来庵事件が起こった1915（大正4）年を「第一段階」、1915（大正4）年から満州事変が起こった1931（昭和6）年までを「第二段階」、満州事変以降、人的物的な戦争協力求められる中、「皇室・国体・神社三位一体論理の下で一連の国民教化運動」が展開された時期を「第三段階」と区分した⁶。蔡は、1915（大正4）年～1918（大正7）に行なわれた宗教調査の完了などを根拠に、「第二段階」から台湾宗教や信仰に対する総督府の視線が厳しくなり、「第三段階」には総督府の宗教政策が新たな段階に入ったと位置づけている⁷。



図1 台湾での宗教調査中の増田¹

以上の研究から、宗教政策・宗教調査・民俗調査の実態が明らかとなったが、「統合のための宗教・民俗調査」という図式を前提に議論が展開されてきたといえる。もちろん、「統合の論理」形成のために宗教調査や民俗調査が行われたことを否定するつもりはないが、こうした調査の展開が「統合」の論理に直結したという図式を前提にすることで、調査の展開と「統合」の論理とがどのように関連したかという点が後景に退いてしまう。すなわち、植民地期台湾における宗教・民俗調査では台湾宗教のどの点に注目が集まり、調査されたのか。その結果、どのような宗教に対する見方が提出されたのか。さらには、提出された宗教に対する見方が「統合」の論理や神道論に対してどのような影響を与えたのか。以上のような点について問うべきではないだろうか。

蔡の分類に従うと、総督府による宗教統制が活発になったのは1931（昭和6）年以降となる。よって本稿では、1931（昭和6）年以降に台湾の宗教調査を行なった増田福太郎に注目したい。

台湾宗教を実際に調査した人物である増田福太郎については、増田の生涯を示しつつ、増田による台湾宗教研究や彼が受けた学問的影響といったことが議論されてきた。蔡錦堂は、増田への学問的影響、増田の宗教研究や台湾宗教研究について本格的に取り上げ、増田が受けた学問的背景として、笈克彦・穂積陳重・加藤玄智を指摘している⁸。

呉豪人は、植民地期台湾における台湾法律史解明のために、台湾で法律関係に従事した「実務法曹」に注目した。呉は、その具体的な事例として、台湾で弁護士・裁判官として活動した姉齒松平（1885（明治18）年～1941（昭和16）年）とともに増田を取り上げた⁹。その上で呉は、日本は台湾とともに「帝国主義」国家となる可能性を秘めていたにもかかわらず、「近代性に対する認識」においては、台湾よりも日本のほうが「遅れ」をとってしまったとし、そのような結果に至らしめた人物の1人が増田だったと位置づけた。同時に、増田を「右翼ファッショの代弁者」と呉は述べている¹⁰。

以上見てきたように、先行研究¹¹では、増田の台湾宗教研究や、増田が受けた学問的影響について議論されてきた。しかし、後述する「笈の影響」を強調する見方も影響して、増田が台湾の宗教調査を経て、どのように台湾宗教を見ていたか、その上で、神道論をどのように位置づけようとしていたのかについて十分踏まえていない。まずは、増田がどのような宗教論・神道論を展開していたかを見ていく必要がある。

また、「笈克彦の影響を受けた増田」という点が強調され、増田の台湾宗教研究そのものの検討が不十分である。笈の影響を受けた点を強調することは、「笈⇒国粹主義的（ファナティック）⇒「神ながらの道」」という展開を想起させてしまい、この点を核とした増田の宗教研究・神道論という見方が「固定」化されてしまう¹²。笈の思想的影響を念頭に置きつつも、「台湾」という土地で宗教を「研究」した増田の立ち位置を踏まえた上で、増田の宗教論・神道論を位置づける必要がある。「台湾宗教」から増田は何を受け取り、それらと神道論との関連をどのように構築していったかが問われるべきである¹³。

というのも、「神道」概念自体が論者の立場や時代状況を色濃く反映している概念だといえるからである。藤田大誠は、明治以降における「神道」概念を検討し、大正期から昭和戦前期にかけての「神道」概念が、「当時の「現実」をそのまま説明するものでは無く、希望的観測や「理想」が多分に籠められた、極めて広範な諸要素を包含して拡張化された概念」であったと位置づけている¹⁴。この藤田の議論を踏まえると、台湾宗教調査という「異文化」

社会での「現実」を見た増田が「神道」論を展開することで、どのような台湾宗教と神道との「あるべき関係」を構想したのかについて接近することができ、台湾社会と神道・神社との接点をどのように構築しようとしたのかが明らかになるのではないだろうか。

本稿では、台北帝国大学で法学を担当した増田福太郎の生涯を改めて概観した上で、増田による台湾宗教論や神道論を取り上げる。以上の作業を通して、昭和前期の台湾社会において、台湾宗教論と神道論がどのように関連していくかについて明らかにする。後述するように、増田は1929（昭和4）年から1939（昭和14）年まで台湾にいたことから、本稿では、1929（昭和4）年から1939（昭和14）年までの著作・論説を中心に検討する。特に、1935（昭和10）年に発表された「台湾本島人の宗教」、1939（昭和14）年に発表された『台湾の宗教—農村を中心とする宗教研究—』を中心に検討する。

さらに、増田の論を通して、植民地期台湾における宗教研究と神道論に関してどのような論点が浮かび上がってくるかについて提示したい。

※引用した史料中の漢字は原則新漢字に直し、カタカナの部分はひらがなに改め、適宜句読点を付した。■は判読不能を示す。また、〔 〕内は筆者による補足である。なお、下線は筆者によるものである。

1. 増田福太郎の生涯

本章では、増田福太郎の生涯¹⁵を概観する。この作業を通して、増田が受けた学問的影響や増田による台湾宗教研究の特徴に接近したい。

増田は、1903（明治36）年6月25日、新潟県中頸城郡高田町（現、上越市）に生まれた。1913（大正2）年に上京、1920（大正9）年に東京府立第一中学校を修了した。

1923（大正12）年に東京帝国大学法学部法律学科に入学した。1927（昭和2）年に同大学院に進学、法理学を専攻した。ここで笈克彦に師事、その他、穂積陳重・加藤玄智から影響を受けたという¹⁶。1973（昭和48）年に刊行された『事物相関の諸相』内の「附記 法学五十年」では、「穂積先生は実証的な進化論を採り、笈先生は宗教的な生の哲学に拠」ったと増田が回想しているように、穂積・笈から影響を受けたことが窺い知れる¹⁷。

1929（昭和4）年、台湾総督府より宗教調査に関する事務を嘱託され、台湾総督府文京局社会課勤務を命じられた。そして同年4月26日に台湾へ増田は渡った。1930（昭和5）年に台北帝国大学助教授に就任、農理学部にも所属し、農業法律学・法律学概論を担当するようになった。1939（昭和14）年に内地に戻り、その後、国民精神文化研究所所員に就任するなどした。1942（昭和17）年頃に台湾総督府宗教事務嘱託に就任したようであるが、渡台してないと推測される。

戦後、公職追放に指定されたという文献も散見されるが¹⁸、公文書ではその事実を確認できていない。その後、長崎大学経済学部や岡山大学法文学部・福岡大学法学部・亜細亜大学



図2 東京帝大時代の増田

法学部に所属した。1982（昭和57）年11月15日に死去した。

以上増田の生涯を見てきた。先行研究でも指摘されているように、増田は筧克彦・穂積陳重から学問的な影響を受けたことが看守される。特に筧との関係は深く、後述するように「筧スクール」とも形容される学問的つながりを、卒業後も増田は保っていたといえよう。

増田の生涯を概観してみても注目すべきことは、増田は法理学専攻の法学者であるということである。台北帝国大学の助教授に就任しても、法学関係の科目を担当していた。つまり、宗教学の専門ではなく、むしろ、渡台した後に宗教調査や宗教研究を始めているのである。法学を専門とする増田が、台湾という地で宗教調査・研究を行ない、台湾宗教論や神道論を展開したことをここでは強調したい。



図3 渡台前の増田

表1 増田福太郎略年表（出生から1945（昭和20）年まで）

年代	出来事
1903（明治36）年	6月25日、新潟県中頸城郡高田町（現、上越市）に生まれる。
1913（大正2）年	上京する。
1920（大正9）年	東京府立第一中学校（現、東京都立日比谷高等学校）第四年を修了する。
1923（大正12）年	第一高等学校文科甲類を卒業、東京帝国大学法学部法律学科に入学する。
1927（昭和2）年	東京帝国大学法学部法律学科を卒業、東京帝国大学大学院に進学する。 大学院では法理学を専攻する。
1929（昭和4）年	4月、台湾総督府より宗教調査に関する事務を嘱託され、台湾総督府文京局社会課勤務を命じられる。4月26日、台湾に渡る。
〃	文部省より、師範学校・中学校・高等女学校、英語科教員を免許される。 同省より、高等学校・高等科、法制・経済科教員を免許される。
1930（昭和5）年	台北帝国大学講師に就任する。
〃	7月、台北帝国大学助教授に就任する。理農学部にも所属し、農業法律学・法律学概論を担当する。高等官七等、従七位に叙せられる。
1931（昭和6）年	台北帝国大学附属農林専門部教授を兼任、農業法規の講義を担当する。
1939（昭和14）年	内地に帰国し、国民精神文化研究所所員に就任する （1943（昭和18）年10月まで）。
1940（昭和15）年	府立高等学校講師に就任する（1942（昭和17）年3月まで）。
1941（昭和16）年	叙高等官三等に任ぜられる。
〃	國學院大學講師に就任する（1944（昭和19）年3月まで）。
1942（昭和17）年頃	台湾総督府宗教事務嘱託を兼任する。
1943（昭和18）年	行政機関簡素化に伴い国民精神文化研究所の教学錬成所を改組、 増田は教学錬成所錬成官に就任する（1945（昭和20）年7月まで）。
1945（昭和20）年	満州国教学錬成所所員就任のため、退官願を鈴木貫太郎首相に提出する （ただし、赴任はしていない？）。
〃	正五位・高等官二等に任ぜられる。
〃	7月、依願免本官、従四位に任ぜられる。
〃	10月、勲五等瑞宝章を受章する。
〃	11月、善隣外事専門学校教授に就任する。

表2 増田福太郎略年表（1945（昭和20）年から死去まで）

年代	出来事
1946（昭和21）年 or1947（昭和22）	公職追放にあう？ その後、農林省で開拓政策一般や、新潟県嘱託（渉外事務）を担当する。
1953（昭和28）年	長崎大学商業短期大学部教授に就任する。 民法を担当する（1956（昭和31）年4月まで）。
〃	10月、長崎大学経済学部講師を兼任する（1956（昭和31）年5月まで）。
1956（昭和31）年	5月、岡山大学法学部教授に就任する。民法・法理学を担当する（1965（昭和40）年4月まで）。
1961（昭和36）年	12月、「未開社会における法の成立」で京都大学から法学博士の学位を授与される。
1962（昭和37）年	岡山大学附属図書館長を併任、同大評議員に就任する（1964（昭和39）年4月まで）。
1965（昭和40）年	福岡大学法学部教授に就任する。法理学・民法を担当する（1974（昭和49）年まで）。
1969（昭和44）年	12月、福岡大学法学部長に就任する（1971（昭和46）年12月まで）。
1973（昭和48）年	亜細亜大学講師に就任する。民法を担当する。
1974（昭和49）年	亜細亜大学法学部教授に就任する。
1982（昭和57）年	11月15日、死去する。

以上、本章では、増田福太郎の生涯を概観してきた。増田の生涯を見てきたことで、①寛克彦・穂積陳重の影響を増田は受けたこと、②増田が法学の専門家であり、渡台後に宗教調査・研究を行ない、台湾宗教論や神道論を展開したこと、という二点を確認した。次章では、戦前に増田が発表した著作・論考について接近していく。

2. 増田福太郎の台湾宗教論・神道論

（1）戦前における増田の研究活動

本章では、増田福太郎による研究活動に注目し、戦前において増田がどのような研究に従事していたかについて迫っていきたい。その上で、増田の台湾宗教論や神道論を取り上げ、昭和前期の台湾において、台湾宗教論と神道論がどのように関連していくかについて明らかにする。本節では、戦前における増田の台湾宗教研究を取り上げ、増田の台湾宗教研究の特徴について接近していく。

戦前、増田が発表した台湾宗教関係の著作・論考をまとめたのが、表3である。この表からまず指摘できることは、台湾の民間信仰に関する論考が多くを占めているということである。城隍爺や寺廟などの台湾の民間信仰をはじめ、墳墓、水をめぐる信仰、出産に関する信仰などテーマは多岐に亘っている。宗教関係の著作としては、1935（昭和10）年に『台湾本島人の宗教』、1939（昭和14）年に『台湾の宗教—農村を中心とする宗教研究—』という二冊が挙げられるが、その内容を見ると、別の媒体で発表した論考と重複している傾向があることを指摘しておきたい¹⁹。

また、台湾における慣習や売買契約、台湾における法律、財産に関する契約など台湾社会と法が議論の中心となっている論考も散見される。そうした論考は、『台湾警察時報』『法学協会雑誌』『台法月報』など法学関係の雑誌に寄稿されていることが看取される。

さらに、台湾統治、大東亜法秩序、南方法秩序、東亜法秩序、皇道の理念など時局に沿った内容についても言及している。

前章で述べたように、増田は、寛克彦の影響を強く受けていた。それだけでなく、「寛スクー

表3 増田福太郎台湾宗教関係著作・論文一覧（渡台した1929年から1945年まで）

年代	著作・論文タイトル	出版社・掲載雑誌
1929（昭和4）年	宗教調査旅行所感	『南瀛仏教』7（8）
〃	本島宗教政策の根本問題	『台湾教育』329
〃	墳墓をめぐる本島人の信仰	『台湾社会事業之友』13
1930（昭和5）年	墳墓をめぐる本島人の信仰	『台湾社会事業之友』15
〃	本島に於ける仏教の地位	『南瀛仏教』8（2・3）
〃	本島人の民間信仰の特徴	『台湾警察時報』3
〃	本島人に固有なる宗教思想の動き	『台湾社会事業之友』16
〃	出産に関する本島人の信仰	『台湾社会事業之友』18
〃	本島宗教運動一斑	『台湾時報』125
〃	本島人の女性に現はれたる信仰	『台湾教育』332
〃	神がかり	『台湾警察時報』6
〃	台湾に於ける祭神の研究	『台湾教育』335
〃	台湾の寺廟を巡歴して	『台湾警察時報』7
1931（昭和6）年	台湾に於ける祭神の研究	『台湾教育』
〃	台湾人固有宗教の特徴	『明治聖徳記念学会紀要』35・36
〃	台湾に於ける警察と宗教	『台湾警察時報』23・24・25
〃	農業と宗教	『台湾時報』138・139
1932（昭和7）年	本島人の宗教について	『南瀛仏教』10（1）
〃	水利組合の本質について—法理学の観点より—	『台湾の水利』2（1・2）
〃	宗教と科学—マルキシズムについての一考察—	『台湾教育』359
〃	皇産霊神の信仰	『敬慎』6（2・3）
〃	台湾の寺廟を巡歴して（つづき）	『南瀛仏教』10（7）
〃	水をめぐる本島人の信仰	『台湾の水利』2（4・5）
〃	商業組合の法理と農村日本の信仰	『商業組合』326
1933（昭和8）年	農民心理の一考察	『農業経済研究』9（2）
〃	死霊の住むべき土地家屋の売渡契約	『台湾時報』161
〃	青山王の信仰に現はれたる罪の観念	『台湾時報』162
〃	台湾の旧慣の売買契約	『農林経済論考』第1輯
〃	城隍爺の信仰に現はれたる台湾島民の法律思想に就て	『農林経済論考』第1輯
1934（昭和9）年	城隍爺の信仰について	『台湾時報』175
〃	台湾島民と神将神兵	『大阪朝日新聞(台湾版)』18 742・18743
〃	台湾に於ける最近の大衆爺神前裁判事件	『明治聖徳記念学会紀要』42
〃	新竹州蕃地旅行記	『台湾警察時報』227
1935（昭和10）年	新竹州蕃地旅行記	『台湾警察時報』
〃	中川総督一行のピヤナン越	『台湾警察時報』232・233
〃	台湾に於ける天上聖母の崇敬と神前立誓事件	『農林経済論考』第2輯
〃	台湾本島人の宗教 ⇒同年、財団法人明治聖徳記念学会から同名書が出版	『明治聖徳記念学会紀要』44
〃	台湾統治に於ける神ながらの意義	『外交時報』742
1936（昭和11）年	台湾法律進化の一考察—台湾本島人に於ける法の神国（一）—	『法学協会雑誌』54（6）
〃	台湾法律進化の一考察—台湾本島人に於ける法の神国（二・完）—	『法学協会雑誌』54（9）
〃	台湾北ツォウ族の刑事慣習	『法律時報』8（10）
〃	天上聖母にすがる女人の群—南方法律夜話・第一話—	『台法月報』30（11）

年代	著作・論文タイトル	出版社・掲載雑誌
1936（昭和11）年	阿里山蕃に遺る大家族制の面影—南方法律夜話・第二話—	『台法月報』30（12）
〃	サイシャット蕃村の刑事慣習（講演要旨）※4	『台湾新民報』2108
〃	畜産の神・金斗公について	『台湾之畜産』4（11）
1937（昭和12）年	台湾の農業神・土地公（福德正神）の研究	『台北農林学会報』2（1）
〃	法の神・城隍爺の靈威—南方法律夜話・第三話—	『台法月報』31（1）
〃	台湾高砂族に於ける法律進化現象の調査第一報・北ツォウ族調査報告要旨	『服部報公会研究抄録』第3輯
〃	北蕃アタヤルの最奥地をさぐる—南方法律夜話・第四、五話—	『台法月報』31（2・3）
〃	台湾北ツォウ族に於ける神靈及びタブーの觀念	『明治聖徳記念学会紀要』47
〃	無祀の枯骨に依る裁判—南方法律夜話・第六、七話—	『台法月報』31（4・5）
〃	サイシャット族の婚姻制—南方法律夜話・第八話—	『台法月報』31（6）
〃	財産に関する旧慣契約書 売買・賃借・分配・典・胎—南方法律夜話・第九話—	『台法月報』31（7）
〃	台雞咒詛—南方法律夜話・第十、十一話—	『台法月報』31（8・9）
〃	台湾高砂族に於ける法律進化現象の調査第二報・合歡越両序下蕃村視察要旨	『服部報公会研究抄録』第4輯
〃	台湾高砂族に於ける法律進化現象の調査第三報・サイシャット族調査報告要旨	『服部報公会研究抄録』第4輯
〃	阿里山蕃の相続事情—南方法律夜話・第十二話—	『台法月報』31（10）
〃	同姓の団結と祖廟—南方法律夜話・第十三話—	『台法月報』31（11）
〃	台湾サイシャット族の神靈・祭祀並にタブーに就いて	加藤玄智編『日本文化史論纂』
〃	合歡越え蕃村の旅—南方法律夜話・第十四話—	『台法月報』31（12）
1938（昭和13）年	我が国法の淵源たる神の特質—同時に支那との比較—（法理小稿四）	『台湾月報』32（4）
〃	ブヌ族卓社蕃の神靈及タブーに就て—南方法律夜話・第十五話—	『台湾月報』32（5）
〃	南部台湾における典契（旧慣の質契約）の実例（其一・其二） —南方法律夜話・第十六話・第十七話—	『台法月報』32（6・7）
〃	ブヌ族卓社蕃の刑事慣習—南方法律夜話・第十八話—	『台法月報』32（8）
〃	中部高砂族の婚姻年齢—南方法律夜話・第十九話—	『台法月報』32（9）
〃	中部高砂族の家族構成一斑—南方法律夜話・第二十話—	『台法月報』32（10）
〃	天岩戸の精神と帝国憲法—笈博士の示教—（法理小稿五）	『台法月報』32（11）
〃	所謂天皇機関説の内在的批判—正本教授の業績—（法理小稿六）	『台法月報』32（12）
1939（昭和14）年	『台湾の宗教—農村を中心とする宗教研究—』	養賢堂
1940（昭和15）年	東亜法秩序の建設原理	『公論』昭和15年5月号
〃	国体法の一考察	『国民精神文化』6（6）
〃	法の原始形態について—所謂タブー説の修正意見—	『民族学研究』6（2）
〃	大陸法秩序の建設	『国民精神文化』6（9）
〃	真実一路	『明朗魂』4（9）
〃	神と裁判—台湾民俗に見ゆる事例—	『季刊宗教研究』2年3輯
〃	『東亜宗教の課題』 ※堀一郎との共著	国民精神文化研究所
1941（昭和16）年	神社精神と寺廟精神	『台湾時報』293
〃	台・満民族信仰の一考察	『台湾警察時報』304
〃	南方法秩序の建設のために—高砂族序説—	『国民精神文化』7（3）
〃	未開社会の法制	『科学ペン』6（5）
〃	『大東亜法秩序と民俗』（日本法理学叢書第8輯）	日本法理学研究会
〃	南方民族の祭祀	『国民精神文化』7（9）
1942（昭和17）年	『南方法秩序序説』	国民精神文化研究所
〃	『東亜法秩序序説—民族信仰を中心として—』	ダイヤモンド社
〃	東亜の宗教工作	『国民評論』14（8）

年代	著作・論文タイトル	出版社・掲載雑誌
1942（昭和17）年	皇道と南方宗教	『台湾教育』484
発表年不詳	皇民運動下の台湾宗教	『台湾地方行政』5（1・2）
1942（昭和17）年	『南方民族の婚姻—高砂族の婚姻研究—』	ダイヤモンド社
〃	南方法秩序建設のために	『国民精神文化』8（5・11）
〃	東亜法秩序考	『日本国家科学大系』14
〃	東亜建設と民族宗教の基調	『国際経済研究』
1943（昭和18）年	『東亜宗教の課題』 ※堀一郎との共著	畝傍書房
発表年不詳	南支の民間信仰	『太平洋圏・民族と文化』上巻
1944（昭和19）年	未開社会に於ける家族の一考察	『教学』10（1） ※5
〃	『大東亜法秩序の建設』	畝傍書房
〃	『原始刑法の探求—高砂族の刑制研究—』	ダイヤモンド社
〃	『皇道の理念と法制』	巖松堂

【凡例】

- ※1 [蔡2002] をもとに、発表者作成。
- ※2 適宜、発表者による台湾国立図書館での資料調査（2019（平成31）年3月25日・26日実施）の成果を反映させている。
- ※3 著作のタイトルには、『』を付した。
- ※4 「サイシャット蕃村の刑事慣習」は、同年（1936（昭和11）年）発行の『熱帯農学会誌』8（4）にも収録されている。
- ※5 『教学』は『国民精神文化』の後継雑誌である。

ル」とも形容される学問的つながりを、卒業後も増田は保っていたといえる。そのつながりが最も象徴的に表れているのが、『皇学会雑誌 神ながら』（以下、『神ながら』）への寄稿である²⁰。『神ながら』は、寛克彦を中心に発行された雑誌であり、寛や寛の門下生が寄稿した雑誌である。表4からも明らかなように、増田は『神ながら』継続的に寄稿している。『神ながら』にも台湾宗教に関する論考を発表しているが、イエリネックや「法に於ける時間の意義」のように、自らの専門である法学に関する論考も目立つ。

以上のことから、「寛スクール」では増田は法学者の一面を強調しているとするのは早急であるが、寛とのつながりの強さを『神ながら』での継続的な寄稿からも読み取ることができるといえよう。

以上、戦前における増田福太郎の研究活動を概観してきた。戦前における増田の研究活動は①台湾の宗教や民間信仰に関するもの、②台湾社会と法に関するもの、③時局に沿ったもの、④法学一般に関するものに大別することができる。また、寛克彦が中心であった『皇学会雑誌 神ながら』へ増田は継続的に寄稿していた。このことから、寛、ひいては「寛スクール」とのつながりの強さを窺い知ることができる。

次節では、増田の台湾宗教論と神道論を取り上げ、その関連について説述する。

（2）増田の台湾宗教論と神道論の関連

増田は、渡台した1929（昭和4）年に「本島宗教政策の根本問題—教化の底部構成—」を『台湾教育』329号に寄稿している。4ページと短い論考であるが、渡台直後の増田の台湾に対する「見方」を端的に表している。

まず増田は、台湾など「新領土」に対する統治方針をめぐっては、「本国延長主義」と「植

表4 『皇学会雑誌 神ながら』所収増田福太郎論文一覧

年代	論文タイトル	巻号数
1928 (昭和3) .9	一般国家学の諸問題—イエリネック氏の「一般国家学」を読みて—	1 (9)
	一般国家学の諸問題 (其の二) —イエリネック氏の「一般国家学」を読みて—	1 (10)
1929 (昭和4) .1	一般国家学の諸問題 (其の三) —イエリネック氏の「一般国家学」を読みて—	2 (1)
	一般国家学の諸問題 (其の四) —イエリネック氏の「一般国家学」を読みて—	2 (2)
	一般国家学の諸問題 (其の五) —イエリネック氏の「一般国家学」を読みて—	2 (4)
	一般国家学の諸問題 (其の五) —イエリネック氏の「一般国家学」を読みて—※4	2 (8)
	一般国家学の諸問題 (其の六) —イエリネック氏の一般国家学を読みて—	2 (9)
	一般国家学の諸問題 (其の七) —イエリネック氏の一般国家学を読みて—	2 (10)
1930 (昭和5) .2	台湾人在来宗教の概観	3 (2)
	台湾人在来宗教の概観 (其の二)	3 (3)
	法に於ける時間の意義	3 (4)
	法に於ける時間の意義 (其の二)	3 (6)
	法に於ける時間の意義 (其の三)	3 (7)
	台湾人の民間信仰の特徴	〃
	法に於ける時間の意義 (其の四)	3 (10)
	法に於ける時間の意義 (其の五)	3 (11)
1931 (昭和6) .7	法に於ける存在と当為—メッガー氏の著作を読みて—	4 (6)
	農業と宗教	4 (9)
	農業と宗教 (其の二)	4 (10)
	法に於ける存在と当為 (其の二) —メッガー氏の著作を読みて—	4 (12)
1932 (昭和7) .4	農に於ける理想の諸相	5 (4)
	皇産霊神の信仰	5 (8)
	宗教と科学—マルキシズムについての一考察—	5 (9)
1933 (昭和8) .1	水をめぐる本島人の信仰—農民心理の一考察—	6 (1)
	皇産霊神の信仰 (其二完)	〃
	産業組合の法理と農村日本の信仰	6 (4)
	死霊の住むべき土地家屋の売渡契約 (南方法律夜話)	6 (5)
	青山王の信仰に現はれたる罪の観念 (南方法律夜話)	〃
	価値の源泉—天の安河の誓の意義—	6 (8)
	台湾の農村と農民をめぐる自然の神々について	7 (7)
	城隍爺の信仰に現はれたる台湾民の法律思想	7 (11)
1935 (昭和10) .4	国家認識の態度と方法	8 (2)

【凡例】

- ※1 旧字体は新字体に直した。
 ※2 「」の抜けなどは原文に従った。
 ※3 『皇学会雑誌 神ながら』の概要・調査などについては、西田彰一氏に多大なるご教示を賜った。記して感謝したい。
 ※4 2巻4号所収の論文と同タイトルだが、中身を確認すると、別論文である。

民地自治主義」との「対立」があるとする²¹。その上で増田は、「本島統治の指導原理は其の有らゆる方向に於いて「日本」でなければならぬ」と内地延長主義を主張する²²。また増田は、「本島人は内地人と同じく汎神教的、換言すれば神人不二の信仰を有しながら、此の如き大なる差異を存することは宗教政策を論ずるものの先ず着眼すべきことと思ふ」と述べる²³。日本と台湾が「汎神教」的な性格を有していることを指摘し、共通点を見出している

ことが看取される。しかし、西洋の個人主義に対して「日本〔民〕族は国家的天才」であるとする一方で、分裂した中国の状況から、台湾の人々が「国家に対して概して頗る冷淡」であることを増田は指摘する。この台湾の人々の態度に対して、増田はやむを得ないとしながら、国家に対する態度の「差異」を増田は指摘する。日本と台湾では「汎神教」的な性格を有しているという共通点がありながら、国家に対する態度に違いがみられることを、台湾統治における宗教政策を論じる上で、まずは注目すべきだと増田は主張している。

台湾の「汎神教」的な性格については、1935（昭和10）年に『明治聖徳記念学会紀要』44号に発表された「台湾本島人の宗教」でも強調されている。まず増田は、台湾にある宗教は、「国家的神道、即ち神ながらの道²⁴」・教派神道（天理教、金光教、神習教、御嶽教、大社教、扶桑教、実行教、神理教、神道本局 など）・仏教・キリスト教といった、「台湾が我新領土となつて以来内地から来た宗教、即ち内地人伝来の宗教」と、道教・儒教・「在来の仏教」（曹洞宗、臨済宗といった禅宗系）・「在家仏教」（齋教）・日本が台湾を領有する以前からのキリスト教・原住民の宗教といった、「台湾が新領土となる以前よりの宗教」との2つに分類する（図4を参照）。

このように増田は分類した上で、研究対象を「本島人の民族的宗教」、すなわち、道教・儒教・仏教と設定しながらも、「実質的に観れば、此の三教を混融して一大民間宗教」であると増田は主張する。このように、儒仏道が混合していると増田は述べているが、図5の概念図を見てみると、儒教と道教を核にしつつ、それを仏教が覆っているとみなしていることがわかる。

以上のように、増田は台湾の「民族的宗教」を儒仏道が混合している状況だとしている。ただし、これはあくまで「宗教」に基づいた分類であり、台湾の信仰のあり方に注目した場合、別の様相が見えてくると増田はしている。台湾の信仰構造をより子細に概念化し、図にしたのが図6である。

この図を見てみると、台湾の「民族的宗教」の中核とされた儒教と道教のさらに中核には、「民間信仰」があることが看取される。これについて増田は、「道教、儒教、仏教とその神神」と位置づけ、「民間信仰」の呼称を提唱している。

では、増田は「民間信仰」の構成要素として何を提示しているのか。増田は、「敬天の思想」と「崇祖の思想」を中軸とする。「敬天の思想」と「崇祖の思想」を、先程の儒仏道と対応させると、「道教的＝神秘的なるもの」、「儒教的＝人格的なもの」「仏教的＝超越的なもの」となり、「一大民間宗教としての存在」となる（図7）。そうすることで「集团的、主

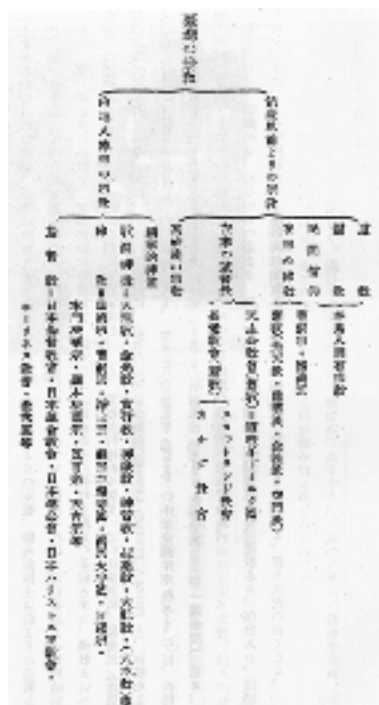


図4 「台湾の宗教」の分類

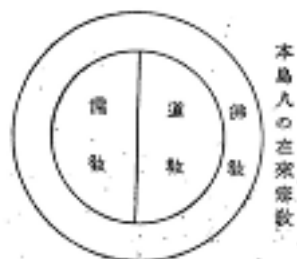


図5 儒仏道の概念図

情的な宗教思想を形成」すると増田は主張する(図7)。この「集団的、主情的な宗教思想」の代表的な現れ方が城隍爺と媽祖だと増田は述べる²⁵。

以上のように台湾の「民族的信仰」を位置づけた上で、増田は本島人の在来宗教の特徴として、①統一神(玉皇上帝)の信仰あること、②祭祀中心の宗教であって教義的、宣伝的の宗教でないこと、③祖先教であること、④現世教であって未来教でないこと、の四点を挙げる²⁶。以上の特徴から、「本島人の宗教意識は神人同格系に属する。故に、内地人と本島人とが、その固有の宗教に於て同様の展開をなしてゐることは興味が深い」と増田は結論づける²⁷。

そして増田は、日本の台湾に対する宗教政策の意義について、以下のように述べる。

唯内地人の固有宗教たる神ながらの道が、同じく神人同格の思潮にさほさしつつも、はるかに汎神教としての組織を完うするに至ってゐる点に於て、本島人の宗教に対し、その理論に於てその実践において、指導的地位にあることもうなづかる次第である²⁸。

日本の「固有宗教」である「神ながらの道」が、台湾宗教も有する「神人同格」の思潮を有している。この時点で日本と台湾の宗教的な共通点が見出されるわけだが、「神ながらの道」のほうが「汎神教」的側面が「組織化」していることから、「神ながらの道」が台湾宗教を指導する立場にあることを増田は主張する。つまり、台湾宗教が有する「汎神教」的性格は、日本の「固有宗教」である「神ながらの道」とをつなぐ要素であり、台湾宗教の「汎神教」的側面を「組織化」を指導するという意味において、日本宗教→台湾宗教への指導を正当化する要素でもあったのである。換言すると、増田が台湾に見られる「宗教」の分類ではなく、信仰「構造」に注目したことで、「日本宗教→台湾宗教への指導の正当化」を引き出すことができたようになったのである。かかる意味において、増田の台湾宗教研究と神道論が関連していくのである。

(3)『台湾の宗教』に見られる台湾宗教と神道との連関

台湾宗教の「汎神教」的性格については、「宗教学の未開拓地たる台湾の宗教を対象として、私が昭和四年渡台以来なし来つた調査研究の報告書²⁹」である『台湾の

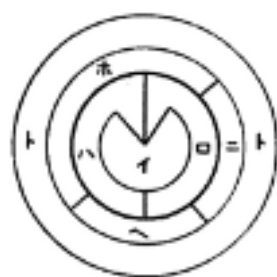


図6 台湾の信仰構造

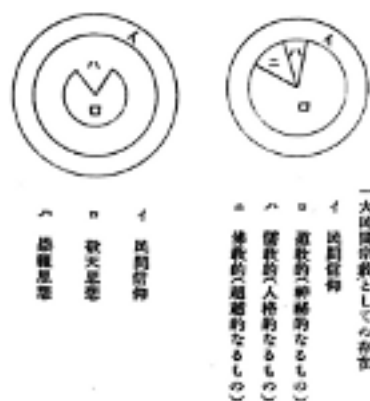


図7 「民間信仰」の構造

宗教—農村を中心とする宗教研究—』においても、改めて強調される。増田は『台湾の宗教』においても、台湾農村における「天公・土地公・媽祖の三神を中心とする多神多靈教」、①「自然崇拜＝敬天思想」と②「人間崇拜、特に崇祖思想」の二本柱とする民間信仰を取り上げ、これらのことから、台湾宗教は「一種の汎神教」であると主張する³⁰。

また増田は、台湾における信仰の特徴として、「自然の神化」と「人間の神化」を挙げる。増田によると、台湾では、「有らゆる自然力は其の神秘性の故に神化され来つて」いるので、土地公・媽祖などは「其の起源に於て自然の神化と見得べき」だという³¹。また、「家廟（祖廟）建立や祭祀公業制」などが見られることから、「人間の神化」が見られると増田はしている³²。そして、前者については、天照大神などを例に、「古神道の神観と相通ずる」と、後者については、「天皇を初め奉り忠臣英雄等を神として神社に奉祀し崇敬し来つてゐるのと同様の宗教意識」が現れていると増田は主張する³³。台湾における信仰と日本のそれとの共通点を増田は指摘している。

上述したように、『台湾の宗教』でも、台湾宗教の「汎神教」的性格が指摘されているが、その性格と神道論との連関について、『台湾の宗教』内の付説「皇国精神と台湾の宗教」の内容から接近してみたい。

この論考において増田は、「すめらみくにの生命とのかかはりに於てわれわれは台湾、否、台湾を中心とし北樺太に至る経線を半径として書く地域に生ひ立てる「東方社会」と其の人人に対する認識を獲得し得るのではないか」と述べる³⁴。増田のいう「東方社会」とは、「統制的」なものであり、「個人の自由とか権利とかの上に統制的なものが立ち、生活に於ても商業主義的な個人的自由競争性を捨棄して協同的」なものであるという。また、東方社会の原始的性格として「農業社会」が想定されており、「農業社会」の「主情的・非合理的」性格を「東方社会」は有しているとされている。このように「東方社会」が「主情的・非合理的」性格を有するため、「東方社会の当来は信仰」とであると増田は主張する。「東方社会」には「運命協同態の調べ」があり、「われわれは、そこに普遍人類的な汎神論の底流を直覺せざるを得ない」と「東方社会」と汎神論とが関連していく。

以上のように「東方社会の到来」という時局的な内容と汎神論とが関連していく訳だが、その上で増田は、台湾宗教政策の「根本」を以下のように主張する。

本島宗教政策の理想は、神ながらの道の大理想、大信仰の上に島民の悉皆を宏立せしめ、其の本末を心得ながら益々儒教・道教・或は基督教等の一つ又は一つ以上の正しき信仰に達しつつ信仰を練習し、又は之を融合せんと努めしむるにある。唯其の孰れに向ふかは各人の分担とする。根本は、神ながらの道に安立せしむることにある³⁵。

「神ながらの道の大理想、大信仰」を台湾の人々に広め、「神ながらの道に安立せしむること」が台湾宗教政策の「根本」とであるという増田の主張が看取される。ここで注目すべきは、この「根本」に至る道筋である。儒教や道教やキリスト教などの「正しい信仰」に達しつつ、「信仰を練習」し、またはこれらを「融合」することがここでは求められているのである。「神ながらの道に安立せしむること」が宗教政策の根本であれば、どの宗教に向かうかは「各人の分担」とされるのである。つまり、「神ながらの道」が台湾宗教に対する「指導的立場」を有するというよりも、むしろ神ながらの道が目的そのものとして位置づけられているのである。

このように位置づけられると、すなわち、台湾における信仰と日本の信仰との共通性が強

調されると、「信仰」の「手段」としての「神道」が前景化する必然性がなくなってくる。必ずしも、「信仰」の「練習」を「神道」を通じて行なわなくてもよく、「各人の分担」とされるのである。奇しくも、「神ながらの道（惟神道）の好伴侶として、台湾の宗教乃至思想界を済ふ地位にあるものとして「仏教」を挙げ得べきは、何人も否定し得ないであらう³⁶」と増田が述べているように、清朝末期ごろに台湾に伝来した在家仏教である齋教へ着目がなされると同時に、「神ながらの道」の特殊性・優位性は必ずしも強調されなくなるのである。

以上、「台湾本島人の宗教」と『台湾の宗教』を中心に、増田の台湾宗教論と神道論との関連について説述した。台湾の「民族的宗教」では、儒仏道が混合していると増田は指摘し、台湾宗教の「汎神教」的性格を増田は強調した。この「汎神教」的性格を媒介に、台湾宗教と日本の「固有宗教」である「神ながらの道」が結合すると増田は主張した。また増田は、「神ながらの道」のほうが「汎神教」的側面が「組織化」していることから、「神ながらの道」が台湾宗教を指導する立場にあることを増田は主張するに至る。台湾宗教の「汎神教」的性格の強調は、「台湾本島人の宗教」や『台湾の宗教』に共通して主張された。

『台湾の宗教』では、「東方社会の到来」という時局的な内容について言及されている。ここで言及されている「東方社会」が有する「主情的・非合理的」性格から、「東方社会の当来は信仰」であると増田は主張を展開し、「東方社会」と汎神論とが関連していく。その上で、増田は「神ながらの道の大理想、大信仰」を台湾の人々に広め、「神ながらの道に安立せしむること」が台湾宗教政策の「根本」とであると主張する。この「根本」に至る道筋については、儒教や道教やキリスト教などの「正しい信仰」に達しつつ、「信仰を練習」し、またはこれらを「融合」することが提起されている。「神ながらの道に安立せしむること」が宗教政策の根本であるのであれば、どの宗教に向かうかは「各人の分担」とされるのである。つまり、「神ながらの道」が台湾宗教に対する「指導的立場」を有するというよりも、むしろ神ながらの道が目的そのものとして位置づけられている。このように位置づけられると、「信仰」の「手段」としての「神道」が前景化する必然性がなくなってくるのである。

以上から、「台湾本島人の宗教」における「神ながらの道」は、台湾宗教との共通点を有するものであり、台湾社会を指導する正当化論理として位置づけられていた。これに対して『台湾の宗教』における「神ながらの道」は、台湾宗教との共通点を指摘しつつも、「東方社会」という時局的な内容が言及されることによって、「神ながらの道」自体が台湾宗教政策の「根本」となっていったのである。

おわりに

本稿では、台北帝国大学で法学を担当した増田福太郎の生涯を概観した上で、増田による台湾宗教論や神道論を取り上げた。第一章では、増田の生涯を概観した。筧克彦や穂積陳重からの学問的な影響を増田は受けてきたこと、増田が法学の専門家であり、渡台後に宗教調査・研究を行ない、台湾宗教論や神道論を展開したことを確認した。

第二章では、増田の研究活動に接近した。戦前における増田の研究活動を、台湾の宗教や民間信仰に関するもの、台湾社会と法に関するもの、時局に沿ったもの、法学一般に関するものに大別した。また、筧克彦が中心であった『皇学会雑誌 神ながら』へ増田は継続的に寄稿していたことから、筧、ひいては「筧スクール」とのつながりの強さを改めて確認した。

また第二章では、「台湾本島人の宗教」、『台湾の宗教—農村を中心とする宗教研究—』を

中心に取り上げることで、増田の台湾宗教研究と神道論の関連について説述した。台湾の「民族的宗教」では、儒仏道が混合していると増田は指摘し、台湾宗教の「汎神教」的性格を増田は強調した。この「汎神教」的性格を媒介に、台湾宗教と日本の「固有宗教」である「神ながらの道」が結合すると増田はしつつ、「神ながらの道」が台湾宗教を指導する立場にあることを増田は主張するに至る。

ただし、時局的な内容について増田が言及すると、日本の「固有宗教」である「神ながらの道」の位置づけに変化が見られる。「東方社会」という時局的な内容と汎神論とを増田が関連させた上で、「神ながらの道の大理想、大信仰」を台湾の人々に広め、「神ながらの道に安立せしむること」が台湾宗教政策の「根本」とであると主張する。この「根本」に至る道筋については、儒教や道教やキリスト教などの「正しい信仰」に達しつつ、「信仰を練習」し、またはこれらを「融合」することが提起されている。つまり、「神ながらの道」が台湾宗教に対する「指導的立場」を有するというよりも、むしろ神ながらの道が目的そのものとして位置づけられている。このように位置づけられると、「手段としての神道」は前景化する必然性がなくなってくるのである。

以上から、「台湾本島人の宗教」における「神ながらの道」は、台湾宗教との共通点を有するものであり、台湾社会を指導する正当化論理として位置づけられていた。これに対して『台湾の宗教』における「神ながらの道」は、台湾宗教との共通点を有しつつも、「東方社会」という時局的な内容が言及されることによって、「神ながらの道」自体が台湾宗教政策の「根本」となっていたのである。

以上見てきたように、台湾宗教研究を進め、その性格を位置づけることで、神道との関連を見出そうとした増田の姿が看取されるだろう。ただし、本稿は、あくまで増田の一部の議論を切り取ったに過ぎず、多くの課題を積み残している。

まず、筧からの学問的影響をいかに理解するかということ、換言すれば、筧―増田の影響関係についてである。本稿では筧や穂積陳重の影響を指摘したのみとなってしまう、筧の影響が増田の論考にどのように表れているかまで議論を深めることができなかった。例えば、増田は『台湾の宗教』の中で、「汎神論は情操の経験であり、観想の所産³⁷」や、「台湾の統治は汎神論の地盤に立脚するところの、自主我の体験³⁸」といった議論を展開しており、筧の議論の影響を受けていると措定できる箇所が散見される。また本稿で指摘したように、筧が中心に編集した『皇学会雑誌 神ながら』を中心とした影響関係も無視できないだろう。

また、増田のいう「国家的神道」や「神ながら」が具体的に何を指すかといったことを明らかにしなければならない。そのために、「内地」における神道論との関連、台湾各地に所在した神社の祭神との関連³⁹、台湾法制との関連、教育政策や教化政策との関連⁴⁰、そして法学者である増田が宗教研究をする意味⁴¹といった観点からアプローチする必要がある。今後の課題としたい。

注

- 1 図1は[呉2017]より引用。なお、図2・3も[呉2017]から引用した。
- 2 [中島2000, 2013]など。
- 3 [菅2004]。
- 4 [蔡1994][駒込1996][中生2016]など。
- 5 [蔡1994]。

- 6 [蔡1994：pp.310-311]。
- 7 [蔡1994：pp.310-311]。蔡は、財政難によって、大正10年代以降に社寺課が廃合されたことなどから、「第二段階」では、「宗教行政がまだ総督府に重要視されていないことがうかがえる」と述べている[蔡1994：p.311]。
- 8 [蔡2002]。蔡は、付録という形で「増田福太郎・臺灣宗教與原住民相關著作目録」を掲載している。
- 9 [呉2006]。
- 10 [呉2006：p.125]。また、増田は「寛の影響を強く受けたことで、極右の国粹主義者に成り果ててしまった」と呉は位置づけている[呉2006：p.154]。
- 11 ここで取り上げたもの以外には、昭和10年代から戦後における日本法理の一事例として増田を取り上げた[頼松1994]や、増田の生涯や増田の研究、増田に関する研究を紹介した[吉原2018]がある。
- 12 寛の思想展開とその影響については、最近、[西田2020]で本格的に明らかにされてきた。西田による研究を踏まえると、増田個人が寛から受けた影響を踏まえる必要があると同時に、「寛スクール」ともいえる寛とその「弟子」とのつながりも踏まえる必要がある。かかる意味においても、増田が受けた寛からの影響関係は慎重に議論していくべきであると筆者は考える。
- 13 それは同時に、神道や「神ながらの道」を、台湾宗教（研究）とのかかわりから位置づけることでもある。
- 14 [藤田2018：p.33]。
- 15 増田の生涯については、[増田1973][蔡2002][何編2004][呉2006][吉原2018]を参照した。適宜、表1・2を参照されたい。
- 16 [蔡2002：p.57]。
- 17 [増田1973：p.175]。また、同じく「附記 法学五十年」では、「本著作『事物相関論の諸論』のことは、その進化論的な例証において穂積〔陳重〕先生に、ことに実体論的な構想において寛〔克彦〕先生に負うところが多い」と増田は述べている[増田1973：p.175]。
- 18 例えば[呉2006]を引きながら、吉原丈司は増田が公職追放にあったとしているが、吉原も「要検討」とその事実を留保している[吉原2018]。
- 19 例えば、1931（昭和6）年に発表された「農業と宗教」は、その後の1939（昭和14）年に発表された『台湾の宗教—農村を中心とする宗教研究—』の内容の一部となっている。
- 20 『皇学会雑誌 神ながら』については、[西田2020]を参照されたい。西田は、『皇学会雑誌 神ながら』を事例に、「寛スクール」の実態について明らかにしている。
- 21 日本が台湾を領有して以降の統治方針をめぐる議論、すなわち、植民地主義と内地延長主義の対立については、[春山1993][駒込1996]を参照されたい。
- 22 [増田1929：p.63]。
- 23 [増田1929：p.63]。
- 24 ここからもわかるように、「国家的神道、即ち神ながらの道」と増田は表現している。これが何を含む概念なのかという点については、今後の課題としたい。
- 25 [増田1935：p.24]。
- 26 [増田1935：p.94]。
- 27 [増田1935：pp.94-95]。
- 28 [増田1935：p.95]。
- 29 [増田1939：自序]。
- 30 [増田1939：pp.186-187]。
- 31 [増田1939：pp.187-188]。
- 32 [増田1939：pp.188-189]。
- 33 [増田1939：pp.187-189]。
- 34 [増田1939：p.209]。

- 35 [増田1939：p.222]。
36 [増田1939：p.223]。
37 [増田1939：p.216]。
38 [増田1939：p.217]。
39 [菅2004] では、台湾や朝鮮の神社に祀られた祭神に注目し、海外神社の諸相を明らかにしている。
40 [駒込1996]。
41 例えば、増田が再三指摘している台湾の祖先祭祀である祭祀公業と法学者との関係は重要である。祭祀公業とは、「死後における祭祀の永続性を願う」という思想に基づいて共同で祖先祭祀を行なう台湾における祭祀の一形態である [後藤2009：pp.78-83]。

祭祀公業において、祭祀を行なう土地は一族で管理するため、その土地の所有権が複数人にまたがっている。つまり、祭祀公業においては、「祖先祭祀を目的として設定された土地」をだれが所有するかという問題があり、紛争が頻発して、植民地期の台湾では、「その解決に裁判所が最も腐心した」のである [後藤2009：pp.78-83]。

土地所有をめぐる紛争が発生したという点において、祭祀公業は、法学界において関心の高いテーマであった。

<参考文献>

- 呉豪人2006「植民地の法学者たち—「近代」パライソの落とし子—」酒井哲哉責任編集『岩波講座「帝国」日本の学知 第1巻「帝国」編成の系譜』岩波書店：pp.124-169。
———2017『植民地の法学者—「現代」樂園的漫遊者群像—』國立臺灣大學出版中心。
後藤武秀2009『台湾法の歴史と思想』法律文化社。
駒込武1996『植民地帝国日本の文化統合』岩波書店。
蔡錦堂1994『日本帝国主義下台湾の宗教政策』同成社。
———2002「臺灣宗教研究先驅増田福太郎與臺灣」中華民國國史專題第六屆討論會秘書處編『20世紀臺灣歷史與人物—第六屆中華民國史專題論文集—』國史館：pp.53-80。
菅浩二2004『日本統治下の海外神社—朝鮮神宮・台湾神社と祭神—』弘文堂。
中生勝美2016『近代日本の人類学史—帝国と植民地の記憶—』風響社。
中島三千男2000「『海外神社』研究序説」『歴史評論』602：pp.45-63。
———2013『海外神社跡地の景観変容—さまざまな現在—』御茶の水書房。
何鳳嬌編2004『日治時期臺灣高等官履歷（三）』國史館。
西田彰一2020『躍動する「国体」—一覧克彦の思想と活動—』ミネルヴァ書房。
春山明哲1993「明治憲法体制と台湾統治」『岩波講座 近代日本と植民地 4 統合と支配の論理』岩波書店：pp.31-50。
藤田大誠2018「『国家神道』概念の近現代史」山口輝臣編『戦後史のなかの「国家神道」』山川出版社：pp.5-42。
増田福太郎1929「本島宗教政策の根本問題—教化の底部構成—」『台湾教育』329：pp.60-63。
———1935『台湾本島人の宗教』明治聖徳記念学会。
———1939『台湾の宗教—農村を中心とする宗教研究—』養賢堂。
———1973『事物相関の諸相』佐野書房。
吉原文司2018「台湾宗教史研究の先駆者—増田福太郎博士関係資料一斑—」柴田幹夫編『台湾の日本仏教—布教・交流・近代化—』勉誠出版：pp.170-175。
頼松瑞生1994「東洋法理よりみたる日本法理—増田福太郎の法思想—」『法政政治学論究』21：pp.351-387。